

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
郡山市

2 構造改革特別区域の名称  
郡山市産業活性化 I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲  
郡山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

( 1 ) 郡山市の特性

本市は、福島県の中央に位置し、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動車道、福島空港など「陸の港」とも言われる高速交通の要衝として発達し、県内の経済界をリードしてきた。経済活動の活発さから「経済県都」とも呼ばれるまちである。

平成 9 年には、地方分権の先駆けとされる中核市に移行し、都市間競争を勝ち抜く魅力と活力にあふれるまちづくりを展開しているところであり、本市を中心とする都市圏人口は、仙台市都市圏に次ぐ東北第 2 位の約 54 万人となっている。また、商圏人口も約 65 万人に及び、その他医療圏の中心でもあるなど、南東北の中核都市として、産業・教育・業務・文化などの高次都市機能を周辺地域に提供する広域的な役割が期待されている。

( 2 ) 郡山市の産業振興

本市の産業振興施策は、昭和 39 年の「常磐・郡山地区新産業都市」指定により、電気機械器具製造などの加工組立型産業を中心とした企業の集積が図られ、昭和 61 年には「郡山地域テクノポリス構想」の承認を受け、新素材やバイオテクノロジー、IT 産業等の先端技術産業の集積が図られた。さらに、翌 62 年には「ニューメディア・コミュニティ構想応用発展地域」の指定を受け、地域産業の高度情報化の推進を図るとともに、平成 3 年には「郡山地域頭脳立地構想」の承認を受け、ソフトウェア産業等の特定産業の集積を図るなど、常に産業振興を柱とした地域の活性化に取り組み、時代を先取りするまちづくりを進めてきたところである。

しかしながら、近年の IT 革命以来、地域資源を最大限に活用した新しい産業おこしの必要性が高まっており、本市においても、高付加価値型産業への転換や、内陸型工業集積を基軸とした新しい技術開発とそれを支える人材の育成・確保、さらには、研究・技術開発型産業の育成など、南東北の中核都市にふさわしい産業の振興を図る

ことが求められている。

このため、本市では、「変化に対応できる活力ある産業づくり」を最重点施策の一つに掲げ、先端産業が多数立地する本市の特性を活かし、産学官連携による新たな産業の創出や起業家・事業者の魅力ある産業環境の創出を図るため、IT基盤の整備促進を図ることとしている。

また、「次世代工学技術研究センター」を持つ「日本大学工学部」や県の先端技術試験研究機関である「ハイテクプラザ」、平成18年8月に開所した「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」などの高等教育・研究機関が多数存在する強みを生かし、企業の経営力・技術開発力の強化や新事業の創出、ベンチャー企業の育成等を図ることとしている。

### (3) 郡山市の情報化の推進及び人材育成

本市では、世界的なITの展開による社会環境の変化や国のe-Japan戦略による電子政府・電子自治体の構築の取り組みに呼応し、「郡山市高度情報化計画」に基づき、住民サービスの向上や情報基盤の整備促進、情報格差（デジタルデバイド）の是正等を基本方針に各種施策を推進してきたところである。

これまでに、情報化の基盤となるハードウェアの整備として、地域イントラネットワーク（郡山市総合行政ネットワーク）の稼働や市職員1人1台のパソコン配備を行うとともに、電子政府・電子自治体の基盤となる広域ネットワークについても、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワークシステム（LGWAN）に接続し、行政事務の簡素化・効率化、さらには、これらの情報通信基盤を活用した市民サービスの充実に努めてきた。

また、情報化に対応した学校教育の実現と人材育成を図るため、小・中学校の情報教育環境の整備を重点的に進めた結果、「普通教室のLAN整備率」及び「教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数」は全国トップレベル（政令市・中核市中、第2位及び第4位。平成18年3月31日現在、教育情報化推進協議会調査による。）に達している状況である。

今後も、市民の視点に立った身近で質の高い行政サービスの提供や市民から信頼される先進的で効果的な行政運営の実現を図るとともに、地域の活性化を図るため、ITに強い人材を育成し、本市産業の経営基盤の安定化に向けた取り組みを行っていくこととしている。

### (4) 地域における課題

ブロードバンドやモバイル、情報端末の急速な普及など情報化が急激に進展する中、地域の産業界においては、こうした状況に十分に対応ができていない企業が多い。求人動向などにおいても、基礎的な通信技術を習得した人材のニーズが非常に高い状況であるのに対して、IT人材が豊富であるとはいえない状況にある。

本市や本市を中心とする広域管内には、日本大学工学部情報工学科をはじめとして、

情報処理専門高校や情報技術系学科を有する高校・専門学校等が多数あることから、今後は、これら情報通信技術に関する地域資源を十分に活用して、経営基盤の安定化や技術の高度化、製品の高付加価値化、新産業の創出など、地域産業の活性化に結びつくIT人材の育成が強く求められているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年、情報処理技術や通信技術の飛躍的な発達により、行政や市民生活はもとより、ビジネスや産業などの様々な分野で広くITが利用されるようになり、生活利便性の急速な向上や、産業の生産性を高めるとともに、人と人とのつながり方など、市民生活に大きな変化を与えている。

このようなITの発達により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークとつながり、情報の自由なやり取りを可能にするユビキタスネットワーク環境の実現に向けた取り組みが進みつつあり、交通の発達による交流可能性の増大とあいまって国土のあり方にも幅広い影響が予測される場所である。

これらは、今後もますます進展することが見込まれ、当該技術の基礎的な知識を持つ人材は、情報関連産業に限らず、保健・医療や教育など多くの分野において必要不可欠な存在となっている。

本申請の初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する特例措置が適用されれば、若い高度なITスキルを持った人材が多数輩出・育成され、企業においては即戦力となる人材の確保が容易となる。

このことは商業や工業、さらには、新産業を中心に民間企業によるITの導入が着実に推進されるとともに、他産業への波及効果の高い情報関連サービス業の起業や異業種間の取引促進、IT企業の立地環境が整備されることになり、本市産業の活性化につながることを期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特区認定申請は、本市の産業の活性化を推進していく上でけん引役となるべき人材の育成と強化を目指すものであるため、資格試験の合格率の向上と人材育成を短期的な目標とし、本市の産業の活性化を長期的な目標として掲げる。

### (1) 資格試験合格率の向上と人材育成

特例措置として午前試験が免除されることにより、ITに関する国家資格の取得を推進することは、将来の産業を担う人材を育成するための有効な手段の一つである。

この特例によって午後の実務的試験分野に集中できるなど、受験者の負担が大きく軽減され、合格率の向上が見込まれることから、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験においては、全国平均(平成18年度秋期でそれぞれ27.4%、24.2%)の合格率以上を数値目標とする。

福島県平均の合格率（平成 18 年度秋期で初級システムアドミニストラータ試験 18.4%、基本情報処理技術者試験 21.5%）は、全国平均の合格率と比較するとそれぞれ下回っており、基準とする数値目標としては適当であると考える。

## （２）地域産業の活性化

学生の資格取得の促進により、特に人材が不足しているといわれる中小企業にとって IT に通じた人材の確保が容易となることから、当該企業内での情報リテラシーが高まるとともに、地域産業の競争力の強化や新分野への進出等が期待できる。

また、市内の IT 人材の裾野拡大が図られ、地域の総合的な情報利活用能力が向上することで、様々な分野において IT の導入が促進され、地域産業の活性化が期待できる。

さらに、市外等から通学する学生が増加することも見込まれることから、これによる交流人口の拡大や中心市街地における賑わいの創出も期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### （１）人材育成と地域産業の活性化

本市には、IT 産業や医療産業をはじめとして、本資格取得者が能力を発揮できる企業等が数多くあることから、IT の利活用能力を高めた人材が、就職時等に資格を有効活用するなど自らのキャリアアップにつながるだけでなく、地域内に就職することや、職場や家庭において情報の利活用を進めるなど、本市の産業の活性化を推進する中心的な役割を担っていくことが期待できる。

また、企業にとっては、IT の活用は必要不可欠なビジネス手段となっており、地域における有能な人材を効率よく雇用できることは、コストの抑制はもとより、企業活動の新たな展開も期待できるなど、企業の競争力の強化が図られ、ひいては本市産業の活性化が期待できる。

### （２）学生の就業支援

学生にとっては、就職時に IT 関連の資格が要求される場合が増えており、在学中に資格を取得することは、就職活動に有利に働くことが予想される。

さらに、学生など若い世代に資格取得を喚起し、さらに高度な人材育成へと導くことによって、本市が「地域産業活性化に資する高度な人材」を創出する「供給地」となることが期待される。

## 8 特定事業の名称

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1 1 3 1 ( 1 1 4 3、1 1 4 5 ) | 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 |
| 1 1 3 2 ( 1 1 4 4、1 1 4 6 ) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業         |

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では、「人を惹きつけ住みたくなる魅力あるまち」の創造に向けて各種施策を展開しているが、特定事業の実施に関連する事業として、次のような施策を積極的に推進している。

(1) 活力あふれる産業の振興

地域経済の活性化による活力に満ちた魅力ある都市を創造するため、ITを活用した新事業の創出や戦略的な企業誘致、経営基盤の強化などに取り組むとともに、雇用拡大や就労環境の整備、交流人口の拡大による中心市街地の活性化に努める。

ア 産業基盤の整備

事業者・起業家にとって魅力ある産業環境を創出するため、引き続き都市基盤の整備を推進するとともに、IT基盤の整備の促進や流通機能の強化と本市の優れた立地環境を活かして企業立地誘導を図る。

また、担い手の育成や人材の確保を図り、経営基盤を強化するとともに、経営安定化のための支援を行い、経営環境の変化に対応できる体力のある企業を育成する。

イ 高度技術産業の育成

これまで本市が培ってきた各種地域産業の集積と豊富な人的・物的資源を最大限に活用し、内発的発展を目指した“新しい郡山の開拓”となる高付加価値型産業クラスターの形成を図る。

ウ 雇用と就労環境の整備・充実

時代の変化及び地域のニーズに対応しながら、本市における就労の場の確保に努めるとともに、安定した就労のための雇用と勤労者の健康で豊かな生活を確保するため、就労環境の向上を促進する。

(2) 高度情報化の推進

高度情報社会に対応した豊かな暮らしの実現に向け、情報通信基盤の整備による様々な分野でのIT活用を推進するとともに、行政情報の電子化や各種情報システムの構築、地域情報化の推進を図り、市民の視点に立ったより身近で質の高い行政サービスの提供に努める。

ア 市民の視点に立った身近で質の高い行政サービスの提供

電子自治体の構築の目的は、市民本位のサービスの提供を通じてまちづくりの主役である市民の満足度を向上することにあることから、市民がいつでもどこでも快適にサービスを受けられるように、市民の視点に立った身近で質の高い行政サービスの提供を行う。

イ 市民から信頼される先進的で効果的な行政運営の実現

行政の簡素・効率化、透明性の向上、市民サービスの向上の視点から、現在の事務処理全般について見直しと改善を行うとともに、情報セキュリティ対策等に十分

配慮し、業務の最適化を進め、市民から信頼される先進的で効率的な行政運営を行う。

ウ 地域の活性化を促進する情報化の推進

ITの活用により、様々な情報を積極的に共有し、市民が安全・安心に暮らせるようなサービスを提供するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る。

また、産業、大学、研究機関、市民、行政それぞれが協働の関係を築き、連携を図りながら、新たな産業の創出や高度利用促進に取り組むとともに、市民の誰もが、ITの恩恵を受けられ、快適に暮らせるように情報リテラシー向上に取り組む。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人 新潟総合学院 郡山情報ビジネス専門学校(福島県郡山市駅前1-12-2)

学校法人 新潟総合学院 国際情報工科専門学校(福島県郡山市方八町2-4-15)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【郡山情報ビジネス専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座

(サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験2級併用コース) 別添資料1-1参照

【国際情報工科専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座

(サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験2級併用コース) 別添資料1-2参照

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって当該講座の出席率80%以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2級）

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6 システム開発と運用	プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用



	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12	表現能力
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術

者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人 新潟総合学院 郡山情報ビジネス専門学校(福島県郡山市駅前1-12-2)

学校法人 新潟総合学院 国際情報工科専門学校(福島県郡山市方八町2-4-15)

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

・株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【郡山情報ビジネス専門学校】

基本情報技術者講座(サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)

別添資料2-1参照

【国際情報工科専門学校】

基本情報技術者講座(サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)

別添資料2-2参照

#### (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率80%以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供す

る問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、又は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に通知するものとする。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	

	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)

情報化戦略(業務改善など)
IE 分析手法、管理図
確率と統計
最適化問題、意志決定理論
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
関連法規(情報通信、知的財産権)

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。